２　新厚年資格取得者に対する基礎年金番号通知書の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者（既に国民年金法施行規則第十条第一項の規定により基礎年金番号通知書の交付を受けた者を除く。）」とあるのは「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同条第二項各号」とあるのは「国民年金法施行規則第十条第二項各号」とする。

（退職共済年金の裁定の請求）

第十八条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・一の二　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～五　（略）

五の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

六～十　（略）

３～５　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

３　（略）

（支給停止解除の申請）

第二十九条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

３　（略）

（障害の程度が変わったときの改定の請求）

第三十一条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

３・４　（略）

２　新厚年資格取得者に対する年金手帳の交付について厚生年金保険法施行規則第八十一条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「初めて被保険者の資格を取得した者（既に国民年金法施行規則第十条第一項第二号又は第三項の規定により年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）に定める様式による年金手帳の交付を受けた者を除く。）」とあるのは「平成八年改正法附則第四条の規定により被保険者の資格を取得した者」と、「同令」とあるのは「年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）」とする。

（退職共済年金の裁定の請求）

第十八条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一・一の二　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～五　（略）

五の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあっては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

六～十　（略）

３～５　（略）

（支給停止解除の申請）

第十九条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

３　（略）

（支給停止解除の申請）

第二十九条　（略）

２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～八　（略）

３　（略）

（障害の程度が変わったときの改定の請求）

第三十一条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

３・４　（略）